

宇和島海上保安部は、津波警報・注意報が発表された場合、港則法第39条第4項及び第45条により、港内の船舶に対して、この『船舶対応表』を基準に勧告することとしています。
なお、宇和島管内で勧告発令対象となる港は、港則法適用港である川之石港、八幡浜港、三瓶港、吉田港、宇和島港、深浦港の6港です。

船舶対応一覧表(津波)

区分	発令の基準	発令の時期	旅客船	大型船・中型船(※1) 小型船(※2) (※3・4)
警戒勧告	気象庁が宇和海沿岸に津波注意報を発表した場合	気象庁が宇和海沿岸に津波注意報を発表した時点をもって発令とみなす	安全管理規程の遵守	・大型船・中型船は、荷役・作業等を中止し、必要な避難準備(係留避泊、安全な海域へ避難、陸上避難等)を整える。 ・小型船は、必要な避難準備(陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難)を整える。
避難勧告	気象庁が宇和海沿岸に大津波警報又は津波警報を発表した場合	気象庁が宇和海沿岸に大津波警報又は津波警報を発表した時点をもって発令とみなす	安全管理規程の遵守	・大型船・中型船は、直ちに荷役・作業等を中止し、津波来襲まで時間の余裕がある場合は、係留避泊又は安全な海域へ避難する。津波来襲まで時間の余裕がない場合は、可能な限り「投錨、増索等の係留強化」、「油・積荷等の流出防止」、「開口部閉鎖等の浸水防止」等の措置を執り、係留避泊又は陸上避難とする。 ・小型船は、津波来襲まで時間の余裕がある場合は、可能な限り「陸揚げ固縛又は係留強化」の後陸上避難する。場合によっては、安全な海域へ避難する。津波来襲まで時間の余裕がない場合は、陸上避難とする。 ・上記措置をとるにあつては、人命の安全確保を最優先とする。
解除	原則として、宇和海沿岸に発表された津波警報・注意報が解除されたとき		・津波注意報等解除後、各船舶等は港内の状況把握に努め入港する等、適宜措置をとる。 ・解除後においても、港内の水路の安全が確認されるまでの間は、宇和島部長から、「航行制限」、「航泊禁止」が発動される場合がある。	

※1 大型船・中型船 大型船は、タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいい、中型船は、小型船及び大型船以外の船舶をいう。

※2 小 型 船 プレジャーボート、漁船等のうち港内において陸揚げできる程度の船舶。

※3 係留強化 異常な潮位変動及びこれに伴い発生する潮流により係留索（特に索の短いスプリング）が切断することがあり、索を長くとることや増しもやいの防止策をとる。

※4 係留避泊 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する）。